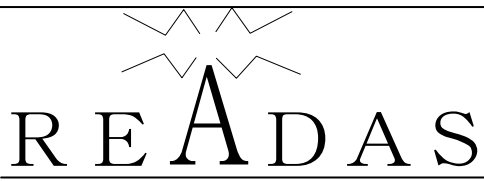


第 5701 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 4月27日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 力士の所得

Q：お相撲さんの所得ってどのようになっているのですか？

A：次のようになっています。

【解説】

力士等の所得は、通達で次のように定められています。

- ①年寄名跡金、参与である年寄に支給される金額、養成費、養成補助費、行司養成費、装束補助費、養成奨励金、力士褒賞金、幕下以下奨励金、その他日本相撲協会寄附行為施行細則第62条から同第73条まで及び同第75条の規定に基き支給するものについては、給与所得
- ②表彰金及び名誉賞については、一時所得
- ③力士がスポンサーから受ける賞金については、事業所得
- ④力士又は年寄が給金割により分配を受ける地方巡業の益金については、事業所得
- ⑤協会が力士の後援会に対して支払う切符販売の手数料については、当該力士の雑所得
- ⑥力士が後援会から受ける金品については、一時所得
- ⑦力士が後援会等から受ける祝儀で法人から受けるものは一時所得、個人から受けるものは贈与。ただし、祝儀のうち、祝宴会において贈呈されるもので、少額なものについては、しいて課税しなくてもさしつかえない。
- ⑧力士が引退するに際して行われる引退興業に係る所得については、その力士の事業所得

